

●香川県告示第112号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において平成27年3月27日から同年4月17日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
主要地方道（21号）丸亀詫間豊浜線	丸亀市天満町1丁目881番1地先から 丸亀市中津町字受所1663番3地先まで
主要地方道（21号）丸亀詫間豊浜線	仲多度郡多度津町堀江3丁目161番14地先から 仲多度郡多度津町大字東白方字城ケ下11番16地先まで
主要地方道（41号）大内白鳥インター線	東かがわ市三本松1219番1地先から 東かがわ市白鳥字寺前1755番2地先まで
主要地方道（43号）中徳三谷高松線	高松市木太町字中村1658番17地先から 高松市木太町字川西1840番1地先まで
主要地方道（43号）中徳三谷高松線	高松市木太町字中村1551番1地先から 高松市木太町字中村1669番1地先まで
一般県道（155号）牟礼中新線	高松市春日町字浜免1378番地先から 高松市上福岡町字下代704番2地先まで
一般県道（192号）瀬居坂出港線	坂出市西大浜北3丁目42番16地先から 坂出市西大浜北1丁目50番15地先まで
一般県道（193号）川津丸亀線	丸亀市富士見町1丁目997番453地先から 丸亀市塩屋町3丁目1703番1地先まで
一般県道（216号）山階多度津線	仲多度郡多度津町本通3丁目619番1地先から 仲多度郡多度津町堀江1丁目292番1地先まで
一般県道（278号）綾歌綾川線	丸亀市綾歌町岡田下字西小椎尾629番1地先から 綾歌郡綾川町羽床下字井手下36番3地先まで

2 指定する期日 平成27年4月1日